

○松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成30年6月29日告示第241号

改正

令和3年4月21日告示第233号

松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における自主的な防犯活動を推進するため、防犯対策の一環として自治会が実施する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置の推進を図り、もって、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とし、予算の範囲内で松阪市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的に常設されたカメラ本体及び録画装置をいい、次に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 公道又は公道に面した公園等公共空間を撮影するためのもの
- (2) 夜間撮影が可能なもの
- (3) 24時間録画可能なもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、松阪市内の自治会（以下「自治会」という。）とする。ただし、1自治会につき同一年度の申請は1回限りとする。

2 自治会は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 防犯対策を主目的としたもの
- (2) 防犯カメラの設置について、地域住民の合意が得られていること。
- (3) 防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び構造物の所有者又は管理者等の同意又は必要な許可を受けていること。
- (4) 防犯カメラによる撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の私有地の全部又は一部が含まれる場合、当該私有地の所有者等の同意が得られていること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ購入費
- (2) 防犯カメラ設置工事費
- (3) 防犯カメラが設置してあることを周知するプレート等の費用（カメラ1台につき3枚を上限とする。）
- (4) その他設置に係る調査費用など

2 防犯カメラの使用に係る電気使用料や保守点検費用等の維持管理費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる補助対象経費の合算額に2分の1の補助率を乗じて得た額以内（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1自治会当たり10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、松阪市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、設置事業に着手する前に市長に提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 防犯カメラ設置事業（変更）計画書（様式第2号）
- (3) 設置場所及び撮影方向を示した地図
- (4) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し
- (5) 地域承認証明書（様式第3号）
- (6) 設置同意願（様式第4号）の写し又は設置に係る許可証等の写し
- (7) 撮影範囲に含まれることの同意願（様式第5号）の写し
- (8) 防犯カメラ設置・運用規程
- (9) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、松阪市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第6号）により自治会に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、交付の決定に際し条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、松阪市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第6号の2）により自治会に通知するものとする。

(事業内容の変更等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下「変更等」という。）しようとするときは、変更等をする前に松阪市防犯カメラ設置補助金変更申請書（様式第7号。以下「変更申請書」という。）に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類についてはこの限りでない。

(事業内容の変更等の承認)

第9条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、変更等の内容を審査し、相当と認めたときは、松阪市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書（様式第8号）により、自治会に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付決定を受けた自治会は、防犯カメラ設置工事完了の日から30日以内に、松阪市防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告

書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支精算書(様式第10号)
- (2) 請求書及び請求内訳並びに領収書の写し
- (3) 設置場所の現況が分かる完成(納品)写真
- (4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したものの
- (5) その他市長が必要と認めたもの
(完了検査の実施及び補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、施工状況を確認するため、完了検査を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の完了検査により交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市防犯カメラ設置補助金額確定通知書(様式第11号)により自治会に通知するものとする。
(補助金の交付)

第12条 自治会は、前条第2項の確定の通知を受けたときは、速やかに松阪市防犯カメラ補助金請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに自治会に対して補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた自治会は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平成30年松阪市告示第240号)に従い適切な運用及び維持管理を行うこと。
- (2) 防犯カメラの稼働日から起算して5年間は、その設置及び運用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラの運用を継続している間は、防犯カメラ運用報告書(様式第13号)を毎年度ごと、市長の定める時期までに提出すること。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた自治会は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する

省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

2 自治会が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（検査等）

第16条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、自治会に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（終期等）

第17条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和9年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（書類の整備等）

第18条 自治会は、この補助事業に係る関係種類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日告示第233号）

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。